

上諏訪宿の困窮過程と地域構造

——伝馬役助成としての問屋口銭——

土 田 良 一

はじめに

近世宿駅は、伝馬役負担の代償として、商業上の特権を賦与されていた。それゆえに、宿駅の困窮は、伝馬役負担の矛盾をかかえた伝馬役負担者の経済基盤が、商業上の特権喪失によっておびやかされることで深刻化していった。

本稿でとりあげた上諏訪宿は、甲州道中最後の宿駅であり、諏訪藩三万石の城下町でもあった。諏訪藩における在方の経済発展については、特に製糸業の発展をめぐる研究⁽¹⁾が多くあるが、城下町商業の動向については、まだあまり明らかにされない部分が多い。

本稿では特に、伝馬役助成としての視点から城下町商業の動向を考察するもので、第一に街道筋にあたる町統地の発展に伴う伝馬役地の衰退。第二に十八世紀後半の領主的商品流通の再編成に伴う伝馬役助成としての問屋口銭の動向を、宿内地域構造との関連であきらかにすることを目的としている。

引用史料は、特に注記しないかぎり、諏訪市小平英嗣、函館市小平武彦両氏所蔵の上諏訪宿問屋文書、宿絵図によ

った。

一、伝馬役地と特権商業

上諏訪宿は、領主日根野氏に始まる城下町建設に伴って伝馬役負担が課せられたことに始まる。伝馬役負担は当初新町と呼ばれた曲ノ手内の中町・上町に限られていたが、町屋の拡大と共に隣接する下桑原村地内へのびていった。

寛文六年には桑原町が新たな伝馬役地となり、表中町・表上町が六間前後の間口で一軒役を勤めたのに対して、倍の十二・三間の間口で一軒役勤めをしており、地域的に負担の軽重がつけられた⁽²⁾。新たな伝馬役地の拡大は、商業上の特権獲得を意味したが、負担の差は特権の差となつてあらわれた。元禄年間には塩・肴荷の売買をめぐつて中町と桑原町の間で争論がおこっている。元禄七年十二月三日の「中町与桑原町塩荷・肴荷売買ニ付争論裁許之事⁽³⁾」によれば

一、於上町・中町・裏町、塩・同肴売買之儀、元ノ有之買候而、小売之者江駄売仕におゐてハ、元ノ中町塩問屋江駄ニ付口銭
貳拾四文宛如先規可出之事。

一、於桑原町塩同肴荷売買之儀、小売之者江駄渡仕におゐてハ、元ノ俵銭之積を以、壹駄ニ付而拾文宛、肴荷ハ丹尺壹分売ニ付
拾六文宛、中町塩問屋江可出之、塩荷駄渡ニ無之肴荷、丹尺壹分売ニ不足之分者尤不可出之事。

——(中略)——

一、桑原町之儀者御伝馬勤候者茂有之候得共、新伝馬之儀ニ候故、古来之御伝馬宿とハ其品各別之事。

——(後略)——

とあり、桑原町は新伝馬地とされ、古くからの伝馬地とは区別されていたことがわかる。塩肴問屋は当時表中町に六

軒あり、御蔵引の特権をもつ所でもあった。そのため、表上町が衰えているとの理由で、同等の権利を要求し、元祿十七年表上町は塩肴問屋三軒を認められ、表中町・表上町で三軒ずつの塩肴問屋の特権をもつことになった(4)。

表中町・表上町は、伝馬地で多くの問屋が集中する商業の中心地であったが、次第に新伝馬地である桑原町、さらには町続地である角間・清水町の発展に伴い、衰えていく傾向が出はじめた。元祿年間の旧伝馬地对新伝馬地との対抗関係から伝馬地对町続地の関係へ移行していく。享保六年中町・上町・桑原町の伝馬地の者が、街道筋の百姓地角間・清水町のみせ店の禁止を願ひ出ている(5)。

一、右三町之者共書付を以願出候、段々不繁昌ニ罷成商物無御座、追日町内衰渡世行詰、御伝馬役難勤躰ニ罷成由申出候、右之品覚間町・志水町百姓地見セ店多出來候故、三ヶ町商無之衰候間、右百姓地之見セ店、先規之通御停止被下候ハ、三ヶ町賑御伝馬を茂相勤申度由口上ニ而申上候、依之遂吟味候所ニ、三ヶ町衰候も無紛相聞、町人之儀者商之助力を以渡世いたし伝馬を茂相勤候事、覚間志水町之儀者新店之事ニ候へ者、覚間町伝馬勤候者之外ハ、見セ店相止可申候。

角間・清水町における新しい店は、宝永三年に下桑原村に麻綿上納が課せられた(6)ときの代償として塩問屋一軒が許されたことよって急増したものである。伝馬地からの願ひはうけいれられ、塩問屋のとりあげ、みせ店の禁止はおこなわれたが、「何れ之村二而も百姓商売之儀勝手次第ニ候」と在方での商売は認めており、「覚間・清水町只今之通商売仕候者儀、桑原町・上町・中町江参売買仕度ものハ、勝手次第ニ可仕候」と商売そのものの禁止まではしていない。また角間町に住む伝馬役負担者六軒は、商売物の内穀物類、布類、塩並肴の小売を禁止されたが、その他の店商売は認められている。一方、角間・清水町におけるみせ店の禁止と商売の限定を願ひ出た上町・中町に対しても

一、上町・中町不繁昌之儀ハ、諸色高値ニ有之候ニ付、志水町・角間町自繁昌仕候旨粗相聞候間、今度右之通申付候上ハ、諸商売物高直ニ無之、近郡相場毎度承合可致商売候、若しめ売・高直ニも売候沙汰有之候ハ、吟味之上急度可申付候、其上只今

之通覽間志水町共ニ広見セ店出させ可申候。

と条件をつけているのが注目され、享保期には、城下町特権商人にとって町統地との対抗関係が重視され、経済基盤をおびやかされるものであった。一方藩にとっては、城下町の発展を促す意味で、伝馬地の商人保護と同時に町統地での店商売を認めていく必要があったと考えられる。享保十五年五月再び中町・上町・桑原町は町統地での商売制限を願っている(7)。

一、表町衰候ニ付、十年巳前丑之年、角間・清水之諸商売御留メ被下置、御伝馬為御救被仰付被下置難有仕合奉存候、依之角間御伝馬役之者へも、穀・太物・塩・あい物四品を除被御付候、然所ニ此度角間清水之諸商売之儀ニ付願書差上候由奉驚候、此上共ニ御停止之趣、弥以乱無之様ニ被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、惣御伝馬役江御救之品並年中入用御伝馬役相勤申候品々、被仰上可被下候、右商売之儀者、表町御伝馬地為賑被下置候品ニ御座候間、右之趣宜被仰上奉願候。以上

すでに街道筋の町統地の発展をおさえることは困難であった。こうした伝馬役地の特権商業としての塩・雑穀問屋の十八世紀までの動向をみると表一・二のようになる。塩問屋は、表中町・表上町に限られていたが、宝永三年下桑原村に許され、以後伝馬役助成のため表中町への移動が何回か続いたようである(8)。表中町・表上町にとって塩問屋は重要な役割を果たした。雑穀問屋は宝永三年下桑原村に一軒許されたが、宝永五年にはじめて中町へ許された。そして享保六年には、下桑原村分が表上町へ移っている。明和元年には、運上金により桑原町白木屋新七へ二軒許され都合四軒となった。さらに明和八年には、それまでの雑穀問屋はとりあげられ、桑原町布屋助九郎、若松屋宗兵衛、角間町布屋作内、藤野屋忠兵衛の四人へ諏訪大助より名差して許されたが、同年四月十六日表中町表上町の願いにより一軒ずつ許され都合六軒と増加している。雑穀問屋は、古くは中町に許されたものであるとして、天明四年には桑原・角間町分はとりあげられ、表中町四軒、表上町二軒で勤めたが、寛政三年には表中町・表上町同数の三軒ずつで勤め

ることになり、特権が認められていった。その他の品についても、寛延元年肴は中町、綿太物は中町・上町に、宝暦六年には在宿ならびに干肴が中町・上町に限られる⁽⁹⁾など伝馬地の営業特権が保護されねばならなかった。十八世紀後半からは、在方商業の発展に伴う城下町商業の保護のため、在方商業の禁止の触が多くみられるようになる。寛政十年には、「古着衣類店売並背負商共ニ此度糺之上御城下並下諏訪金沢葛木三宿之外一切停止申付候⁽¹⁰⁾」文化四年には特に盛んであった綿打も「御城下並三宿之外在々ニ而綿打渡世之儀令停止候⁽¹¹⁾」など、在方商業、農間余業の禁止と町方の保護を打出さなければならず、領主的商品流通の再編成が試みられるようになった。

二、伝馬役助成としての問屋口銭

諏訪藩では十八世紀半ば以後、藩財政が特に窮乏の傾向を示し、その打開策として模大な借金を背負うことと、在見世の統制をはかり、農民の消費を規制して生活水準の向上を抑制し、城下町商人を保護して冥加を出させ、国産奨励と運上の徴収に活路を見出そうとした⁽¹²⁾。一方伝馬役地においても階層分化が進行し⁽¹³⁾、宿入用負担の増加⁽¹⁴⁾と共に生活困窮におちいっていくことになり、在方商業の発展に伴う経済基盤の建て直しと、伝馬役助成としての商業上の特権を獲得しようとする。こうした伝馬役助成としての問屋の動向を、文化文政期を中心に表町と裏町との対比を中心に検討する。

文政八年における表中町の状況は、「不繁昌之地殊ニ高御伝馬之場所通往古々為御救、塩問屋雜穀問屋被仰付被下置罷在候得共、最寄悪敷町末故市人も少く相衰候」とあり、運上金をもって塩雜穀問屋および旅人宿営業などが許され、その助力で御伝馬勤めをおこなってきた。

表中町は、町屋が街道沿いに拡大するとともに町はずれに位置することとなり、商業の中心地としての地位を失いつつあった。こうした表中町の伝馬役助成として、塩問屋四軒雑穀問屋三軒が当時許されていた。これらの問屋からは文政九年次のような出銭があった。

一、貳拾五貫五百文

御証文頂戴仕罷在候
塩問屋三軒の出銭

内

一、拾貫文

惣御伝馬飼料宿方立出銭之分

一、拾五貫五百文

町内助成

一、八貫五百文

天明四甲辰年被仰付候塩問屋壹軒の出銭

内

一、壹貫五百文

御勘定所江御上納

一、六貫文

下桑原村へ出銭

一、壹貫

町内助成

一、拾五貫五百文

古来々被下置候
雑穀問屋壹軒

右出銭不残町内助成

一、拾五貫五百文

天明四甲辰年被仰付候
同壹軒

内

一、六貫文

御勘定所江御上納

一、九貫五百文

町内助成

一、拾五貫五百文

天明四甲辰年被仰付候
同壹軒

内

一、五貫四百文 御勘定所江御上納

一、六百文 下桑原村へ出銭

一、九貫五百文 町内助成

塩雜穀問屋町内助成

メ五拾壹貫文

古くからの問屋は、宿あるいは町内助成として出銭をおこなっている。塩問屋三軒からの出銭二五貫五〇〇文の内一〇貫文は宿駅助成となっており、宿入用に加えられている⁽¹⁵⁾。天明四年から加わった塩問屋一軒、雜穀問屋二軒は御勘定所へ上納金一二貫九〇〇文を差し出し、領主側の財政援助の性格をあわせものである。また下桑原村から渡されたものは借り賃として年六貫文と六〇〇文を支払っていた。こうした塩・雜穀問屋からの出銭の内、宿駅助成、上納金、下桑原村への出銭を引いた残りの町内助成金については

……右出銭相残候分問屋相勤候者役料ニ仕候処、此度町内一統相統仕此上之儀御上納並御伝馬下桑原村江出銭之儀者是迄之通仕、相残之分不残町内助成仕度奉存候、尤問屋之儀者是迄之通町内入札ニ相撰、七人相立役料之儀八年々入荷物多少ニより口銭増減も御座候間、其年々取調候上ニ而相当之役料差出念入相勤候……

とあり、文政八年までは問屋出銭の残り分は、問屋役料となっていたのである。これは伝馬役助成とはいえ、問屋を勤める上層商人の利益にしかならないことを意味した。文政九年再び問屋相続が許されるに及んで、残金は町内助成とすることに決まったものである。問屋役料は年々取調の上、別に差し出すことになり、伝馬役助成としての役割を發揮するに至った。

表上町では、同様に塩・雜穀問屋それに商人宿などを許されており、文政九年における問屋出銭は次のようである。

一、貳拾四貫文

御証文頂戴仕罷在候
塩問屋三軒の出銭

内

拾貫文

惣伝馬飼料宿方江出銭之分

拾四貫文

町内助成

一、拾五貫文

古来被下置候
雑穀問屋菅軒の出銭

右問屋出銭不残町内助成

一、三拾貫文

文政三庚辰年被下置候
同問屋式軒の出銭

内

拾壹貫四百文

御勘定所江上納

六百文

下桑原村江出銭

拾八貫文

町内助成

塩穀両問屋町内助成

メ四拾七貫文

表中町と同じ内訳を示すものであった。文政九年の問屋出銭は六九貫文でその内四七貫文が町内助成となった。こうした問屋口銭の推移を知るために天保十一年の場合についてみると、塩・雑穀問屋の口銭は、塩一駄につき二五文大、豆一駄につき二四文、粕一駄につき十二文とり、塩口銭六九貫八六〇文、雑穀口銭九〇貫五四二文あわせて金二三兩二分六〇七文であり、二倍以上の増加を示している。天保十一年の表上町における伝馬役負担者の軒割負担の内訳は次のようであった。

庚子年御伝馬軒役掛り入用

- 一、拾貫文 会所江出銭
- 一、七拾八貫三十六文 御伝馬人足年内雇料
- 一、七貫六百四拾七文 馬飼料
- 一、貳兩也 組頭兩人役料
- 一、壹兩也 纏頭兩人役料
- 一、貳兩貳朱 番日之節塩荷敷改雇料
- 一、貳拾貳貫百廿四文 年内火之番雇料並油代共ニ
- 一、貳兩貳百八拾貳文 惣町寄合入用割
- 一、貳兩貳朱壹貫五拾貳文 願宿年内渡シ切入用
- 一、百八拾八匁九分七厘 上靱子五斗入拾俵貫入並入用共ニ
- 一、貳百廿九文 火防方挑灯持惣町割合
- 一、六貫五百文 年内寄合諸入用
- 一、四百六拾八文 御触帳入用
- 一、貳朱ト九百五拾文 組頭兩人筆墨料
- 一、貳貫四百文 出火之節纏持足留料
- 一、貳分 年内集銭雇料
- 一、壹分壹朱百三拾八文 馬差家舗家賃諸掛リ入用共ニ惣町割
- 一、拾五貫六百十貳文 馬差並穢多江遣シ候米麦代惣町割
- 一、三分貳朱百六拾四文 升御改ニ付入用惣町割
- 一、六拾貳匁三分貳厘 御高札並湯番小家入用惣町わり
- 一、三分三朱四百六拾五文 問屋かわり合入用
- 一、六百文 牢死入用惣町割
- 一、九拾六匁八分 丁内屋舗修復入用

- 一、五百八拾六文
- 一、拾壹貫四百文
- 一、六百元
- 一、三兩也
- 一、七百五拾貳文
- 一、貳兩ト四百文
- 一、四匁八分錢七貫七百四十五文
- 一、七百元
- 一、三百五拾文
- 一、貳朱
- 一、貳兩ト四百文
- 一、三兩ト百九拾九文
- メ拾六兩貳朱

三百五拾貳匁八分九厘
 百六拾八貫六百四十七文
 此金 四拾六兩三分三百八十九文

全部で四六兩三分三八九文であった。塩・雜穀問屋の会所への出錢、上納金、下桑原村への出錢も含まれ、町入用の軒役掛り分を示している。問屋口錢二三兩二分六〇七文を差し引き、残り二三兩三錢三一一文を負担すればよいことになり約五〇%の助成であった。塩・雜穀問屋口錢は、伝馬役助成として大きな意味をもっていたといわなければならない。しかし、この助成はあくまで町内助成であり、宿入用への助成はわずか十貫文にすぎなかった。

同じ表町に属する桑原町は、天保十年に至って塩・雜穀問屋を中町・上町との番日割で年内九〇日を勤めることに

なった。表中町・表上町は早くから伝馬役助成をうけ、塩・雑穀問屋という助成の大きなものが許されていたが、裏町の状況は大きく異なっていた。

裏中町では、享和三年に惣代と組頭から町の伝馬役助成として登セ糸改問屋の指定を願い出た⁽¹⁶⁾。

近年登セ糸之儀町在共ニ商売ニ仕候者多、当時ニテハ相応之金高も取捌申候哉ニ御座候、御運上も無御座候間、何卒此度町々為御救、右問屋被仰付被下置候ハ、口銭取集御上納可仕候、口銭之儀は金壹両ニ而銀壹匁位ニ可也然哉ニ乍恐奉存候、御情を以爲取集料右口銭半減被下置候ハ、右之分御伝馬役助成ニ仕度奉願上候。

登セ糸生産の高まりに注目し、口銭の半額を伝馬役助成にしたいというものであった。翌文化元年に願いは聞き届けられ、裏中町田野屋伝蔵、伊勢屋平七に申付けられた⁽¹⁷⁾。藩としても生糸流通の統制と運上収入を期待できたから認可したものであった。しかし、その後生糸流通はいっそう発展し、同時に城下町商人の統制からはずれた取引が盛況を呈するようになったため、新しい対策が必要とされた。文政五年に問屋改制を廃止し、農村部の有力系商人から糸引惣代が六名指名され、口銭の取集めがおこなわれるようになった。さらに藩は文政七年桑苗を無償で交付することを公示し、領内の養蚕・製糸の普及に画期的な影響を与えた⁽¹⁸⁾。一方、裏中町には御伝馬助成金として口銭上納のうちから毎年五両ずつ下付されたのである⁽¹⁹⁾。城下町の有力生糸商人は、桑原町の亀屋・白木屋などであり、裏中町にとっては伝馬役助成としての色彩が強く、改問屋はおのずと限界があったといわなければならない。藩としては新たな運上収入の道を選ぶと同時に積極的に国産奨励をおこない、裏中町に対しては助成金の形をとるのである。裏上町は、特に職人、借屋の割合が高く、一番困窮していたと考えられるが、その助成は遅れ、文政年間に入っておこなわれた。困窮の状況を次のように述べている。

裏上町之義以御厚惠諸商売仕難有仕合奉存候、然所表町通与違商売向不繁昌之場所ニ而、当日日雇稼等仕難渋之者共に御座候処、近来御通行多ク御伝馬諸懸リ相増、取統御伝馬役難相助難渋至極奉存候、表中町表上町之義ハ前々より塩問屋雜穀問屋等被御付罷在、裏中町之儀者近年願上登セ糸口錢問屋被御付、夫々其口錢等を以町内助成ニ罷成御伝馬役出錢等も格別相減候得共、裏上町之義ハ助成相成候義少も無御座、小前難渋之者迄多分出錢仕年増行詰リ難渋仕候ニ付、何れ之儀か敷存付助成に相成可申義奉願上度、奉存候へ共新規之儀申立差障等も如何ニ付差控罷在候。

というように、それぞれの町には伝馬役助成があるものの裏上町にあつてははまだそうした助成がなく苦しんでいた。そこで、角間町和泉屋織右衛門、中屋久七の二名が運上金毎年七七貫五〇〇文で勤めていた「茶柿古手類大物木綿中綿並他所より立石柿麻布類晒類」といった雑多な問屋を、文政七年九〇貫文の運上金を出すことで、裏上町茶屋茂兵衛、木屋武助、布屋佐兵衛の三名が勤めることになった。他所荷主の場合は、口錢金一両につき銀一匁、自分で取捌う場合は金一兩につき銀五分としたのである。しかし、そうした口錢を三人が得ることに對して町内の者から不平が出て翌文政八年十一月に町中で引受けたい旨の願書が出された。

茶柿木綿太物麻類御運上取集札頭町内木屋武助、茶屋茂兵衛布屋佐兵衛、去ル九月被仰仕付被下候上右運上九拾貫上納可仕御受書差上置候所、前文申上候通町内一統殊之外察意ニ付右三人之者江無心申町益ニ仕度相統仕候所、三人之者も町内之儀衆納得仕候ニ付奉願上候者此上之御重情を以、右御運上取集之義町中江被仰付被下置候様奉願上左候へ者惣代相立出情正路ニ取集、右九拾貫文上納仕其餘改出シ等を以少々も町内一統之助成ニ仕処奉存候。

文政八年から九〇貫文の運上金を町内で負担することになったが、太物麻類茶柿問屋は三年とたたない文政十年三月には行詰まることになった。

世柄不景氣故御城下荷物前々ハ相減、其上在町商人共右之品々売買他所送り等手広ニ仕候者共五六軒も相止メ、口錢金願之違旁以集錢御上納程度無御座候得者、被仰付被下置候て間も無御座御受役是迄一二年之前者價御上納仕罷在候得共、右集錢少茂相

表1 塩問屋の推移 —18世紀まで—

年	町		表 中 町	表 上 町	下桑原村
	元禄	7			
元禄	7		6		
"	17		3	3	
宝永	3		3	3	1
享保	6		5	2	
天明	4		4	3	

諏訪教育会蔵：元禄17年塩并塩肴売買問屋之儀申渡覚（写）

諏訪教育会編：諏訪の近世史，1966，p.356
 享保6年 上諏方・中町・上町・桑原町之者共江申渡覚（長野県史近世史料編3巻所収）
 小平英嗣氏蔵：諸願書留帳より作成

表2 雑穀問屋の推移 —18世紀まで—

年	町		桑原町	下桑原村 (角問町)
	表中町	表上町		
宝永	3			1
"	5	1		1
享保	6	1	1	
明和	元	1	1	2
"	8			2
"	8			2
"	4/16	1	1	2
天明	4	4	2	
寛政	3	3	3	

天保8年 覚（長野県史近世史料編3巻所収）
 享保6年 上諏方中町・上町・桑原町之者共江申渡覚（ " ）
 諏訪教育会編 諏訪の近世史，1966，p.359より作成

して欲しい旨を願ひ出てき
 きいられ、
 二二貫二四八
 文となった。
 嘉永二年に
 は、桑原町二
 名、角問町・
 下諏訪町各一
 名の四名が諸

残御伝馬助成並集方足役ニも相成不申故、以前之通小前之者共出金仕少も足シニ相成不申難渋至極仕候ニ付、何共奉恐入候得共御上納九拾貫之処御慈悲ヲ以当年迄三拾五貫文御減少被成下置候様奉願上候。

城下荷物の減少や、在町商人の中で商売をやめるものがでて口銭が集まらず伝馬役助成は勿論のこと集方足役にもならない状態であった。そのため運上金の減少を願ひ出ている。その要求は受けいれられたが、その後天保三年分からは運上金二二貫五〇〇文増しの七七貫五〇〇文と増加し、角問町で勤めていた時と同じ額を支払うことになった。しかし、弘化四年には入荷不足による口銭の減少により運上金二七貫四八文と大幅に減少しなければならず、さらに翌弘化五年には年々四貫八〇〇〇文の口銭を差出してきた角問町白木屋作之助が諸運上御免になったため、その分を減ら

表 3 天保14年上諏訪宿内と町統地の職業構成

(宿内は伝馬役地
町統地は下桑原村分街道筋をいう)

職 種	宿 内	町統地	職 種	宿 内	町統地
荒物	12	5	袋鍛物	2	6
酒	9	1	治師	5	3
豆腐	7	3	師師	1	1
菓子	6	6	師師	5	1
商	6	1	師師	1	1
商	6		掛銀物	1	
商	5		立物	1	
商	2		白仕桶	2	3
商	6	17	檜大木	8	4
商	4	2	物	2	
商	4	5	工挽	2	13
商	4	8	木工	1	
商	4	1	細工	1	
商	3		官師	1	
商	3	1	師師	2	3
商	3	5	表印	1	
商	3		合符	1	
屋	3		石筵	1	
屋	3		弓建	1	2
商	2	1	築種	1	
商	2	1	駕籠	1	
屋	2		案	1	1
屋	2		髪	3	
屋	2		(小旅)	5	2
商	2	10	籠	14	40
屋	2	2	馬	3	
屋	2	2	荷人	2	
商	1	1	錢	1	
商	1		馬	1	
屋	1	3	後明	6	7
屋	1		医	1	
屋	1		百	1	
屋	1		(小計)	11	5
商	1		計	4	
商	1			44	41
屋	1			51	53
屋	1			150	183
計	105	90			

小平英剛氏所蔵 天保14年 宿間往還筋ニ而商致候者名前書

” ” 下桑原村絵図

小平武彦氏所蔵 ” 上諏訪宿絵図 より作成

運上御免になり、四人分八貫八〇〇文をさらに差し引いて欲しいと願ひ出ている。このように裏上町にあっては流通の統制どころか、伝馬役助成としての意味さえなくなつていった。

文化文政頃から特権商業地としての伝馬地は衰退の傾向を強くしていき、伝馬役負担者にとっては自らの経済基盤が弱体化すると同時に伝馬役助成として許された問屋は、表町側の塩・雑穀問屋がある程度の助成をもたらしているのに対して、裏町側は問屋維持の困難な状態となり、伝馬役助成にならず困窮度合を強めていった。しかし、幕末に至る表中町・表上町においても塩・雑穀の卸問屋も、中馬からの直買いや、中馬と仲買いの直接取引が盛んになるに及んで、口銭の減退をよぎなくされ、「市人茂不參不繁昌ニ而衰微之場所」となり、「御百姓地之分家相増弥以両町之儀者最奇惡敷場所ニ相成難渋仕候」と困窮の状況を訴えている。

三、伝馬役地と町統地の職業構成

伝馬役地と町統地の職業構成について、天保十四年の状況を図一表三から検討したい。上諏訪宿の間屋は本陣を兼ね、表中町のはずれ侍屋敷に接する角に設けられていた。その附近に帳付一人、人馬指二人が住んでいる。表中町は族籠屋の営業が許され、当時十四軒あった。十四軒の営業開始時期は、宝暦年間の三軒がもっとも古く、明和年間三軒、天明一軒、寛政一軒、文化二軒、文政二軒、天保に入つて二軒で古い旅籠で一〇〇年近く続いていることになる。飯盛女はみられない。その他に郷宿二軒、中馬荷継宿一軒、茶屋二軒と町の半分が宿泊、休息関係の営業をしており、旅宿街を形成していた。目立った商いは前述した塩商が二軒ある程度である。

表上町は、商人宿の営業特権が許されている所でもあり、古くからの特権商業地として商いの中心地であった。塩

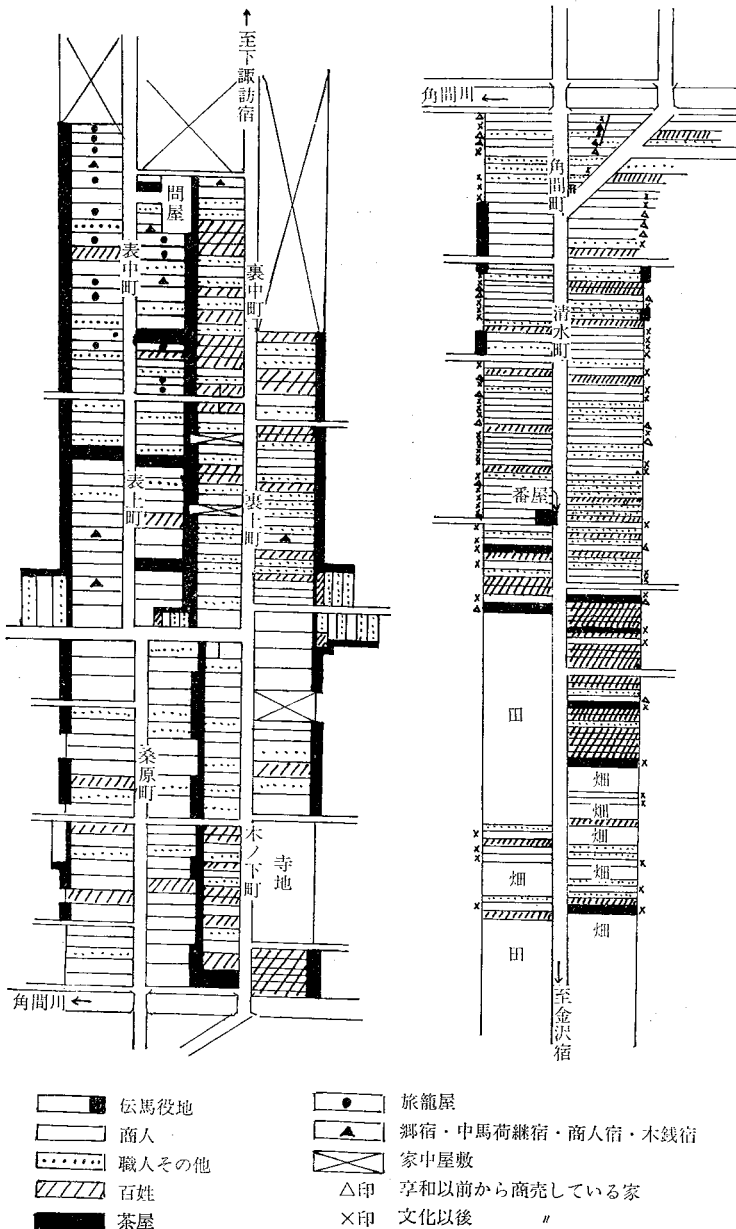


図1 天保14年 上諏訪宿・町統地の職業構成 (表3の史料から作成)

商（一軒）・塩肴商（二軒）・肴商（四軒）・酒屋（四軒）油屋（二軒）・糶商（三軒）・穀商（一軒）などの存在にそれを見ることが出来る。

桑原町・角間・清水町の伝馬地では、表上町の延長として商いの拡大発展がうかがわれ、塩商（二軒）・酒屋（五軒）などがある。特に小倉商（三軒）・太物商（四軒）の存在が宿内での新たな商業地であることを示している。

一方、裏町側では裏中町・木ノ下町で百姓が多く、かつ職人町を形成していた。宿内戸数二五〇戸のうち、商人は一〇五戸で全体の四二%を占め、職人は五二戸、二一%を占め、そのうち裏町に三七戸（七一%）があった。また、百姓四四戸が混在しており、一七・六%を占めている。店借は四六戸にすぎなく、全体の二〇%に満たない。このように表通りの旅宿街、商人町と裏通りの職人町といった地域分化がみられる。また、同業職種による地域分化までには至らないが、町屋の地域形成過程に伴う特権商業地の差異がみられるのである。そして、小城下町として町屋での農民の混住に農業生産的性格の克服に未熟性がみられ⁽²⁰⁾、店借率の低さにその特色を示している。

一方、街道筋にあたる下桑原村分町統地の発展は著しいものがあつた。享保年間には、伝馬地が角間清水におけるみせ店の禁止を願ひ出る程であり、その後も町屋の拡大は続いた。天保十四年の状況をみると、伝馬地との混在がみられる桑原町とともに、金沢宿よりの街道筋に間口三間の町屋が並び、先端では田畑に飛地的な進出がみられる。街道筋らしく町はずれの部分では茶屋七軒がみられ、表中町の旅籠屋仲間にとっては、自分たちの利益がおびやかされるものとして統制を願ひ出なければならなかつた。また、街道筋東側屋敷に職人が多く、伝馬地の表町と裏町の対比を思わせる。総戸数一八三戸のうち商人九〇戸で四九・二%と伝馬地より高く、職人は四〇戸で二一・九%と同じ程度、百姓は二二・四%を占め多少高い割合を示している。店借は二二戸みられ、その割合は二二%程であつた。その

職業構成からみる特色は、小倉商一七戸太物商八戸・紺屋一〇戸にみられるごとく、小倉織生産の発展に伴う商いが多い。職人では大工の一三戸が目立つ。商い始めの時期がわかる一一二戸の内元祿一〇年から酒造をおこなっているのが一番古く、文化文政以後の商いが八三戸と圧倒的で七四%を占める。伝馬地に近い所で比較的古くから商売が続いており、町屋の形成過程をうかがうことができる。小倉商の始めは文化一〇年の一軒が最初で文化年間二軒、文政年間六軒、天保年間九軒と増加し、織物関係の商業地が形成されていた。角間町にある宿内の表通りと裏通りの分岐点あたりは、伝馬地の古くからの商売とあわせて小倉商が集まり新たな商業中心地を形成しつつあった。そのにぎわいは、諏訪藩における新しい産業、綿業の中心地として、特権商業地としての伝馬地を凌駕するものであり、中馬などによって運び込まれる物質もこの地での取引が盛んになっていった。

三万石の小城下町である上諏訪宿は、街村状町屋を形成し、町屋の拡大に伴って繁栄が町並の中心部へ移動を示していく。城下町プランが地形的制約から侍屋敷、町屋敷を街道に沿う形としており、町屋の拡大が一方にしか伸びることができなかったため、宿駅問屋の位置が町はずれとなり、位置からくる中心性が失われていった。特権的商業街区としては表上町が中心となり、新興商業街区として角間・清水町が中心となり機能的地域分化がみられるようになる。慶応二年には表中町問屋小平清右衛門宅に糸会所が開かれているものの、明治に入って塩会所の設置場所めぐって、表中町と清水町の両案が出された点に、幕末維新段階における伝馬地と町統地との勢力関係をみることできるように思われる。

まとめ

上諏訪宿の伝馬役負担は、当初曲ノ手内の中町・上町で勤め、城下町の特権商人の居住地域であった。寛文六年桑原町に伝馬役地が伸びても、新伝馬地であるゆえに塩問屋の設置は認められなかった。城下町商業の発展は、街道筋に沿って町屋の増加をみ、享保六年には、角間・清水町でのみせ店の禁止を伝馬役地から願い出され、町統地での商売の制限をおこなわなければならなかった。元禄享保期においては、伝馬役地の特権商人にとっては、新伝馬地、町統地との対抗関係が問題とされた。十八世紀後半になると、広範に展開する在方商業の禁止の触が多く、塩雜穀のみならず、肴・綿太物・在宿・干肴など城下町商業の保護をおこなわなければならなかった。

この時期には伝馬役負担者の階層分化が進行し、多くの下層民を生みだし役負担の増加とともに困窮者が多くなり、地域的にも表町と裏町の地域差を生みだしていった。こうした背景のなかで一部上層商人の保護政策のみならず、問屋口銭を伝馬役負担者の助成として、その町の町内助成とする必要があった。

表中町では塩雜穀問屋口銭のうち文政九年には一〇貫文が宿助成、五一貫文が町内助成となり、表上町では同じく塩雜穀問屋口銭のうち文政九年には一〇貫文が宿助成、四七貫文が町内助成になっている。これらの助成が伝馬役負担者にとってどれくらい助成になったかを知るものとして、表上町天保十一年の場合をみると、塩雜穀口銭二三兩二分六〇七文で町内軒割負担金の五〇%を助成している。高割分があるとはいえ大きな助成であったと思われる。しかし、天保一〇年には桑原町が番日割で塩雜穀問屋を勤めるようになり、中馬の直売や直買いが盛んになるにつれて口銭の減退をよぎなくされていった。

裏中町では、文化元年に登セ糸改問屋口銭が助成にあてられたが文政五年には在方糸商人にとってかわられ、毎年五兩ずつの助成金が与えられることになった。裏上町は、特に職人・日雇が多く一番困窮していた所であるが、文政

七年茶柿古手類太物木綿中綿他所よりこ立石柿麻布類晒類の間屋口銭を助成にあてたが、口銭が集まらず運上金の減少を願ひ出る結果となった。

このように百姓・職人の多い裏町側の困窮は著しく、表町側にとつても一部特権商業を営む上層商人を除いては、高い役負担によつて困窮の度合を強めていった。

文化文政以後急激に發展する町統地は、小倉織を中心とする諏訪綿業の一大中心地となり、周辺農村はもちろん家中婦女子や伝馬地での機織が盛んになっていった。中馬で運びこまれる塩雜穀も直売や直買いが盛んになり、仲買との間の直接取引によつて伝馬地の卸問屋も衰退をよぎなくされ、上層商人を含めた伝馬地の衰退が一般化していった。

注

- (1) 三沢勝衛(一九二六) 諏訪製糸業發達の地理的意義 地理評二—一〇・一一
矢木明夫(一九六〇) 日本近代製糸業の成立 お茶の水書房
- 江波戸昭(一九六九) 蚕糸業地域の經濟地理学的研究 古今書院
- 北島正之編(一九七〇) 製糸業の展開と構造 塙書房
などがある。
- (2) 拙稿(一九七二) 上諏訪宿の困窮過程と地域構造——伝馬役負担の変質過程—— 新地理二〇—一・三—五頁
- (3) 諏訪教育会所蔵(写)
- (4) 諏訪教育会所蔵 塩並塩肴売問屋之儀申渡覚(写) 元禄十七年三月二五日
- (5) 上諏方中町・上町・桑原町之者共江申渡覚 長野県史第三卷南信地方所収 八二七—八頁
- (6) 諏訪教育会編(一九六六) 諏訪の近世史 三五六頁

- (7) 奉願口上書 前掲注(5)所収 八三三頁
- (8) 前掲注(6)三五六～九頁
- (9) 覚 前掲注(4)所収 五五六～七頁
- (10) 諏訪教育会編(一九五二) 諏訪史料叢書 三七所収
- (11) 同右
- (12) 前掲注(6)四五二頁
- (13) 前掲注(2)九～一一頁
- (14) 拙稿(一九七五) 甲州道中上諏訪宿の宿財政 地方史研究一三五 二二二～二八頁
- (15) 同右
- (16) 系問屋願書 平野村誌所収
- (17) 廻状 前掲注(10)所収
- (18) 北島正元編(一九七〇) 製糸業の展開と構造 埼書房 四〇頁
- (19) 前掲注(6)六一二頁
- (20) 松本豊寿(一九六七) 城下町の歴史地理学的研究 吉川弘文館 二一九～三三二頁